

総理御説明資料

平成23年6月16日
原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

1. 事故発生後1年間の積算線量が20 mSvを超えると推定される特定の地点への対応について
2. 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方
3. 事業所が発電所から20 kmの境界線をまたぐ事業者の操業特例措置について

事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について（案）

平成23年6月16日
原子力災害対策本部

1. 年間20mSv超線量地点に対する政府としての対応

- ・ 計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点が複数存在している。
- ・ 当該地点については、そこを離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて20mSvを超える懸念は少ない。年間20mSvがICRP等が示す参考レベルの範囲で最も低い数値を採用していることを踏まえれば、線量の高い地域が面的に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制すべき状況にはない。
- ・ 他方で、こうした状況に不安を感じる住民がいることは当然であり、また、生活形態によっては、20mSvを超える可能性も否定できないことから、政府として対応を行うことも重要。このため、当該地点を「特定避難勧奨地点」（仮称）とし、そこに居住する住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進する必要がある。

2. 仕組み

- ・ 当該地点は一律に避難を求めるほどの危険性はなく、今般の対応は住民に対する注意の喚起と支援表明である。他方で、地点近辺の住民の安全・安心の確保に万全を期す観点から、政府として対応を行う地点を特定し、この地点に対してしっかりと対策を講じていくことを対外的にも明確にしていく。

<具体的な仕組み>

本文書を原子力災害対策本部の対処方針として、その旨を、官房長官記者会見で発表するとともに、HPでも公表。

- (1) 文部科学省は、当該地点近傍のより詳細なモニタリングを行い、その結果 20mSv を超えると推定される空間線量率が測定されれば、現地本部を通じ、速やかに福島県知事及び関係市町村長に連絡。
- (2) 現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、除染が容易でない年間20mSv を超える地点を「特定避難勧奨地点」(仮称)として住居単位で特定。現地本部長が、当該市町村に、文書で通知。
- (3) 市町村は、特定避難勧奨地点(仮称)に該当する住居に対して、例えば、モニタリングの結果、放射線の影響、活用できる支援措置、説明会の日程等についての説明資料を添付して、個別に通知。市町村は、避難した世帯に被災証明を発行。
(個人情報の保護等の観点からリストの公表はしない。)
7/12、子らも、避難、避難先(避難先)の子ら世帯は、避難先(避難先)に避難する
- (4) モニタリングを定期的実施し、その結果に基づき、現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、解除は柔軟に行うこととする。

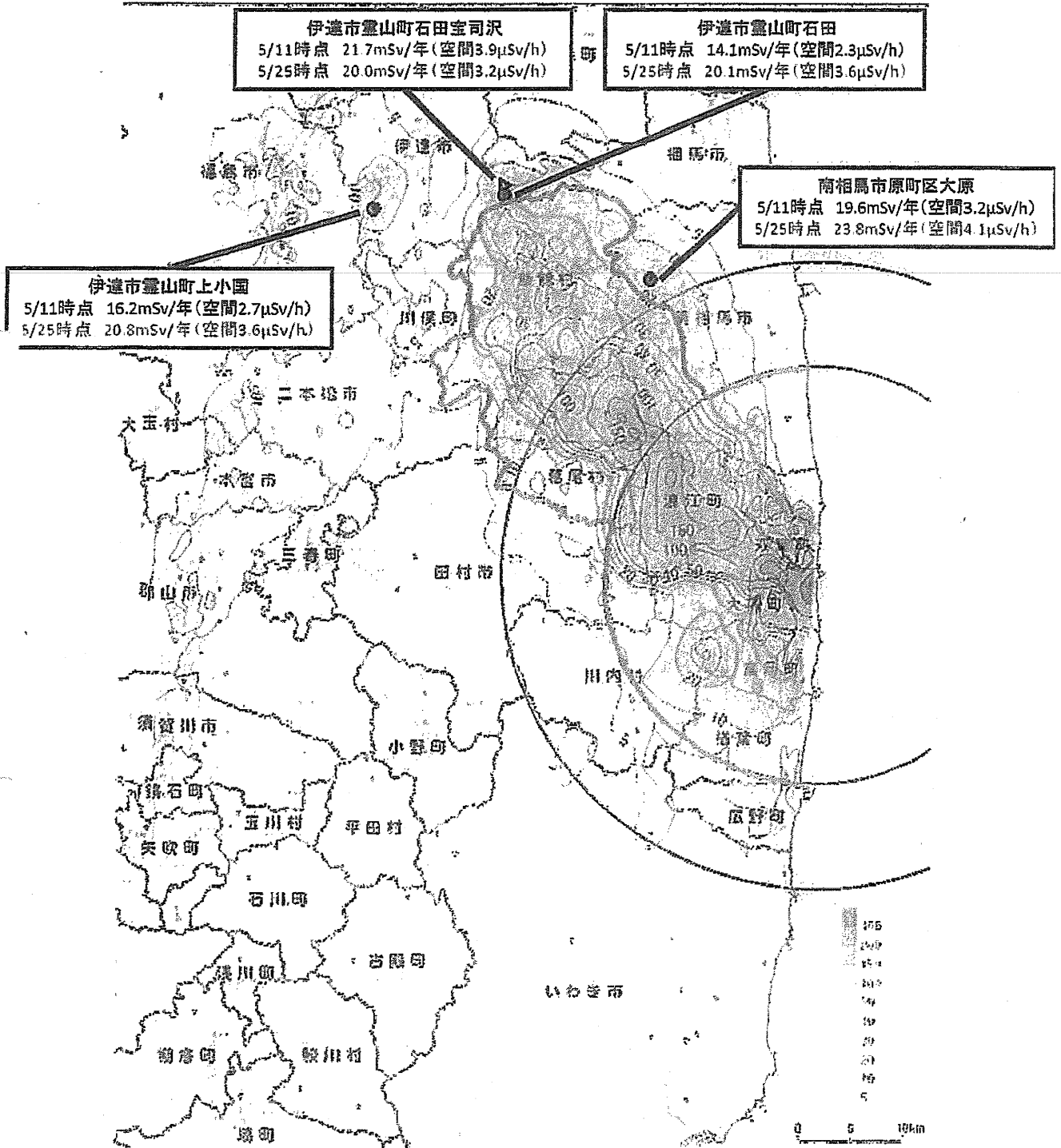
(注) 今回は、例えば、対象地点に、50世帯あり、このうち20世帯が生活形態や家族形態を考え、避難を希望するという事態に対応。残る30世帯は、避難を求められるものではない。

*9/26 避難先(避難先)の子ら世帯の
避難先(避難先)の子ら世帯は、
避難先(避難先)の子ら世帯は、*

放射線量等分布マップ (6月3日 文部科学省)

積算線量推定マップ

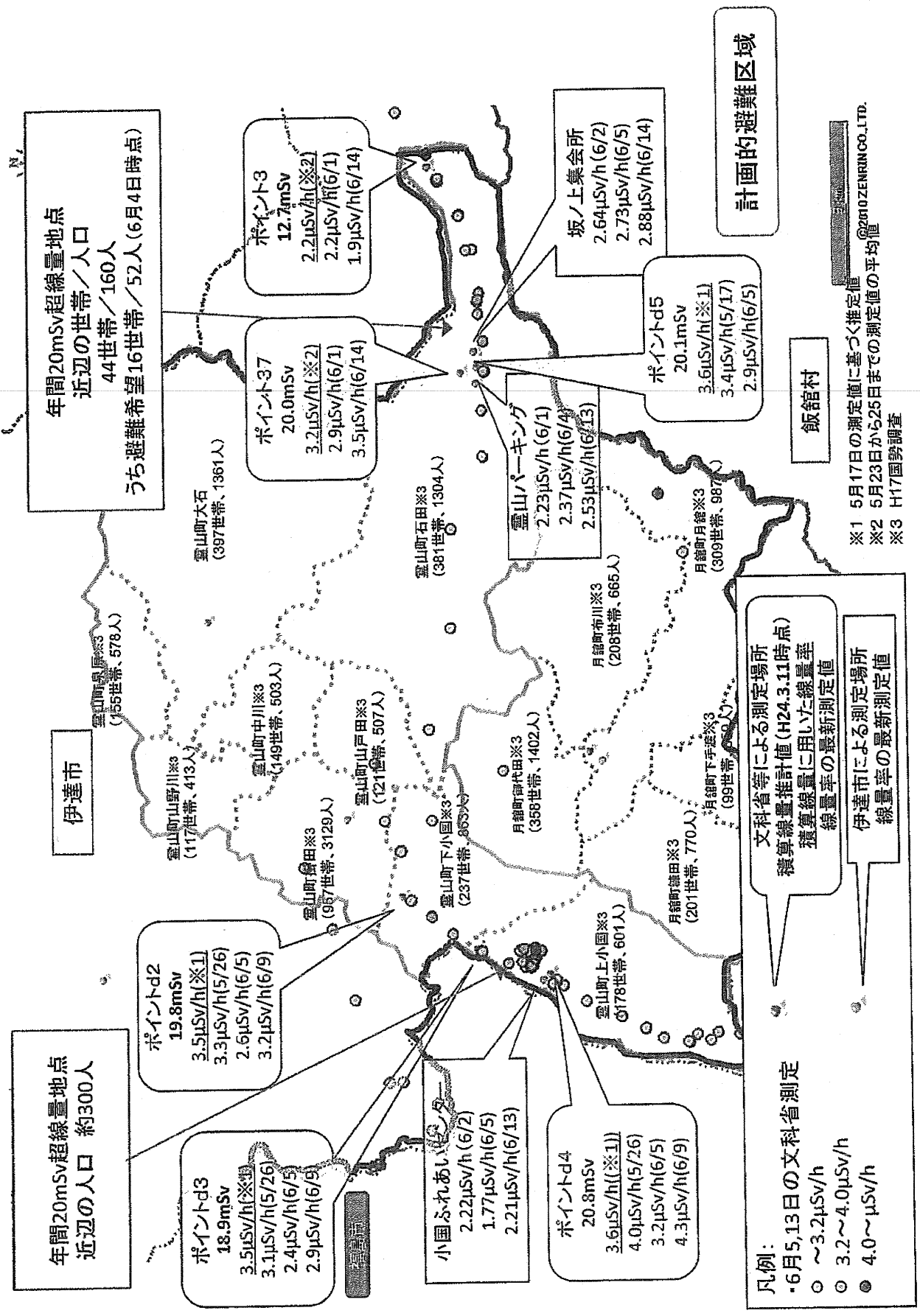
(平成24年3月11日までの積算線量)



平成23年5月25日24:00までの実測値を使用

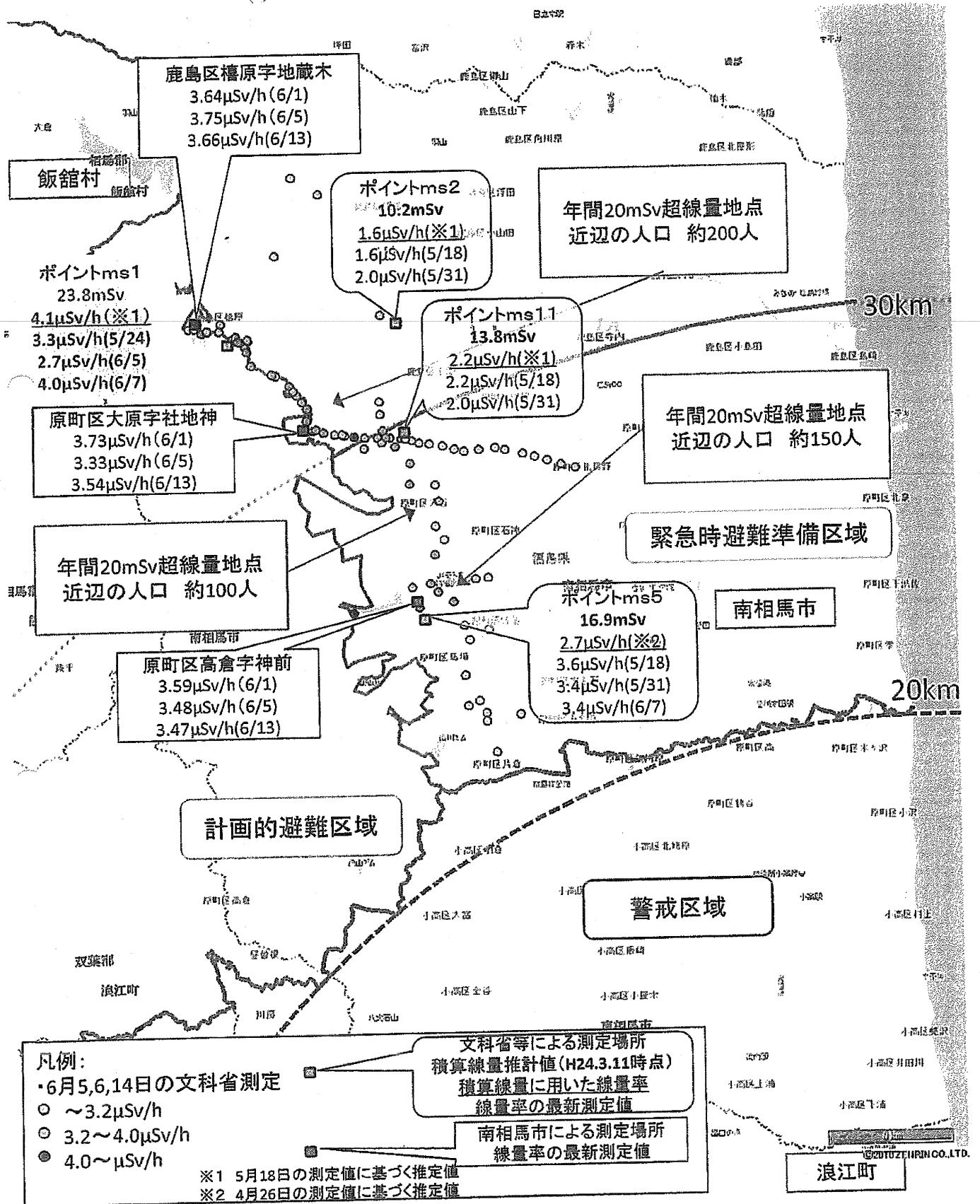
伊達市霊山町、月館町周辺放射線データ(6月5,13日測定)

機密性2

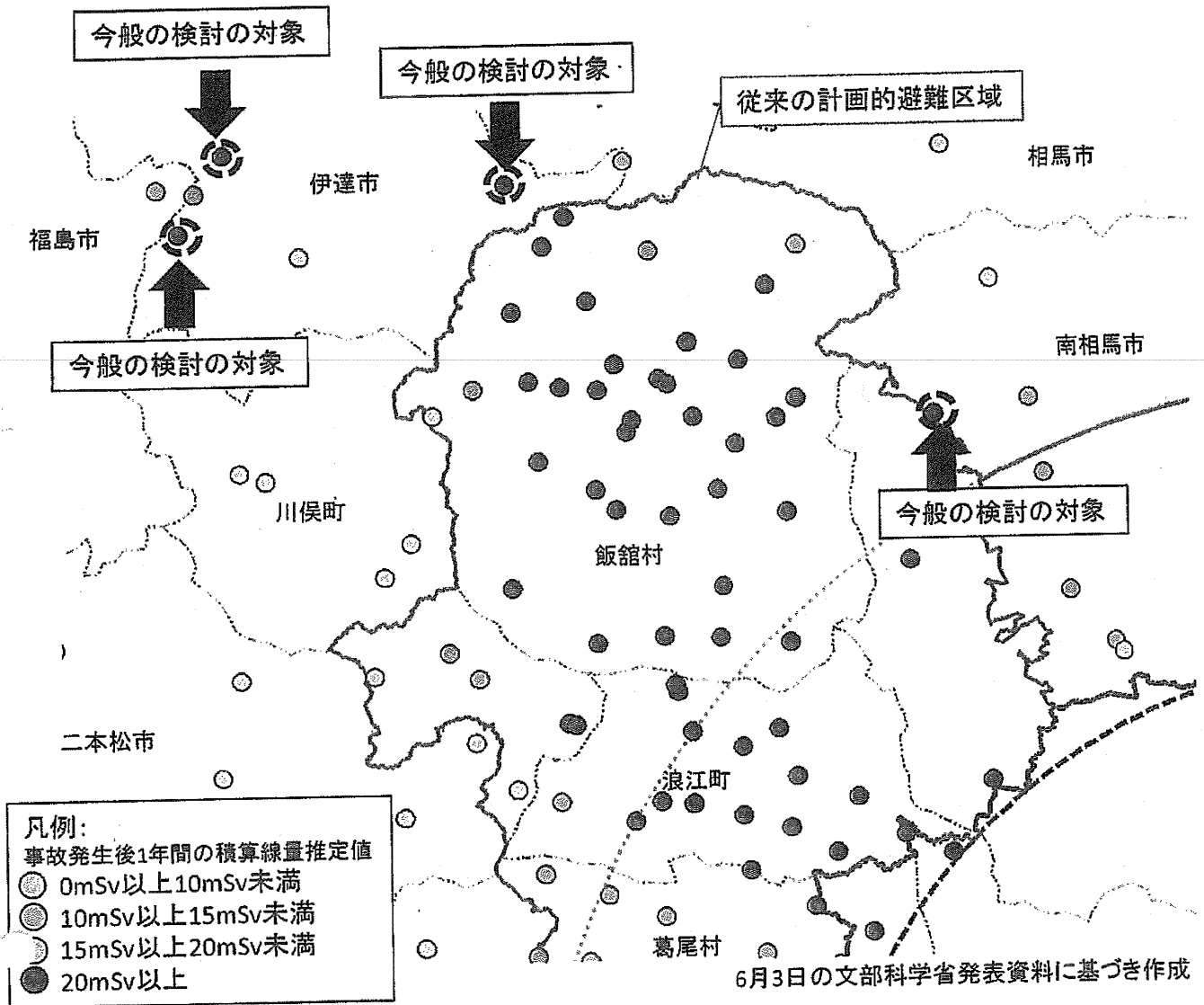


南相馬市の放射線データ(6月5,6,14日測定)

機密性2



計画的避難区域と特定避難勧奨地点(仮称)について



| | 計画的避難区域 | 特定避難勧奨地点(仮称) |
|---------|---|---|
| 対象となる区域 | 事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域全体に広がりをもって存在 | 事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域の一部に存在(除染が容易でない住居の単位で存在) |
| 安全性の観点 | 生活全般を通じて20mSvを超える懸念がある | 線量の高い地点を離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて20mSvを超える懸念は少ない |
| 政府の対応 | 計画的な避難(政府として一律に避難を求める) | 注意喚起、情報提供、避難の支援等(政府として一律に避難を求めるものではない) |

平成23年6月16日

原子力安全・保安院

事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について（「特定避難勧奨地点」）

原子力災害対策本部は、本日、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について、対処方針を定めました。

1. 原子力災害対策本部は、原子力安全委員会の意見も聴いて、本日、「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」を定めました。
2. この対処方針に基づき、6月5日、6日、及び10日から14日まで国及び福島県で行った環境モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害現地対策本部、福島県及び関係市町村で協議を行っています。今後、除染が容易でない年間20mSvを超えると推定される地点を「特定避難勧奨地点」とする予定です。
3. 特定避難勧奨地点については、政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制したりするような状況ではありません。一方で、生活形態によっては年間20mSvを超える可能性も否定できません。
4. このため、政府として、該当する住民の方に対して注意喚起、避難の支援や、促進を行うこととしました。特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促していただけるよう、自治体と相談してまいります。

（本発表資料のお問い合わせ）

原子力安全・保安院

原子力安全広報課：渡邊、小山田

電話：03-3501-1505

03-3501-5890

事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について

平成23年6月16日
原子力災害対策本部

1. 年間20mSv超線量地点に対する政府としての対応

- ・ 計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点が複数存在している。
- ・ 当該地点については、そこを離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて年間20mSvを超える懸念は少ない。年間20mSvがICRP等が示す参考レベルの範囲で最も低い数値を採用していることを踏まえれば、線量の高い地域が面的に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制すべき状況にはない。
- ・ 他方で、こうした状況に不安を感じる住民がいることは当然であり、また、生活形態によっては、年間20mSvを超える可能性も否定できないことから、政府として対応を行うことも重要。このため、当該地点を「特定避難勧奨地点」とし、そこに居住する住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進する必要がある。

2. 仕組み

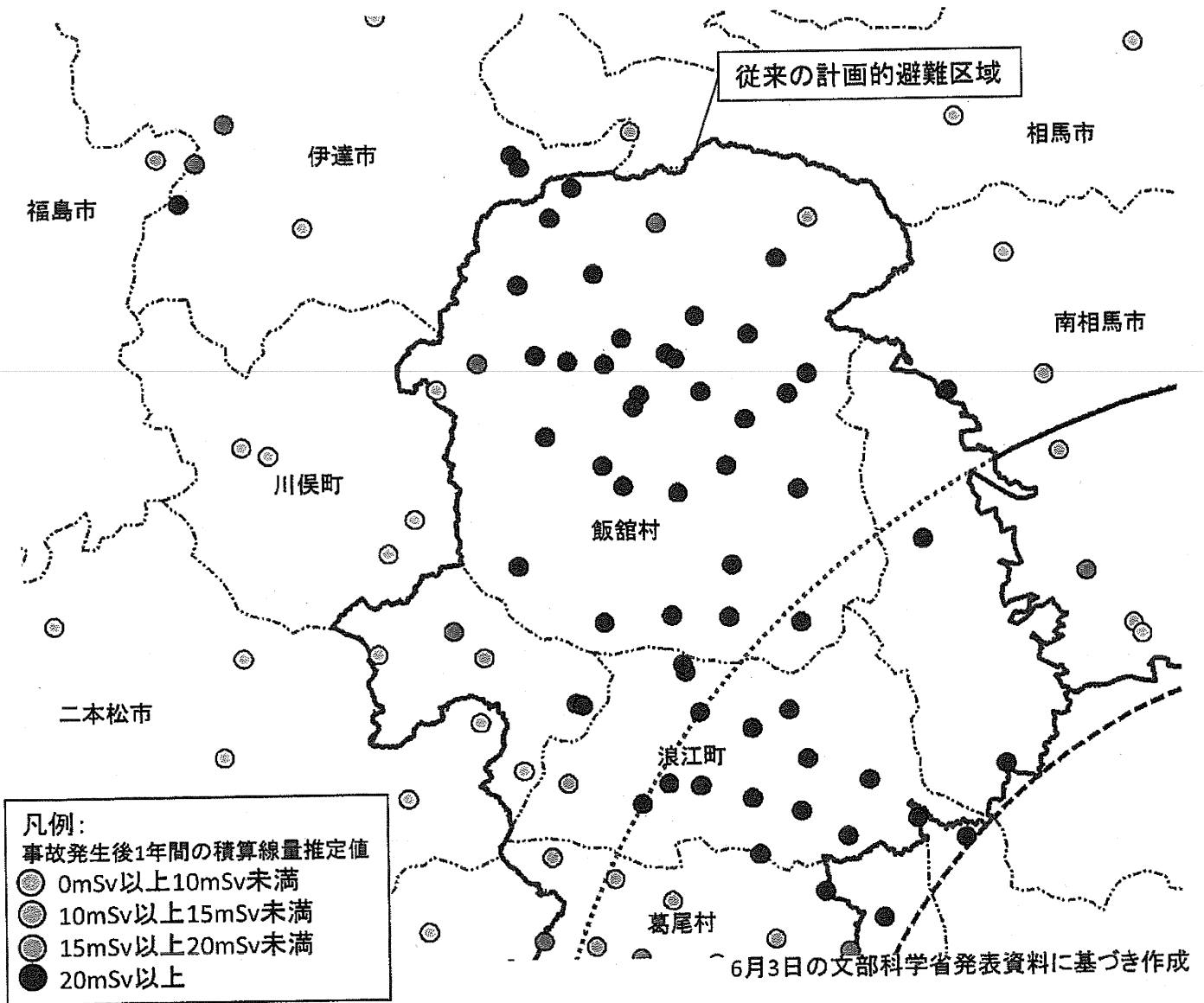
- ・ 当該地点は一律に避難を求めるほどの危険性はなく、今般の対応は住民に対する注意の喚起と支援表明である。他方で、地点近辺の住民の安全・安心の確保に万全を期す観点から、政府として対応を行う地点を特定し、この地点に対してしっかりと対策を講じていくことを対外的にも明確にしていく。

<具体的な仕組み>

- (1) 文部科学省は、当該地点近傍のより詳細なモニタリングを行い、その結果年間20mSvを超えると推定される空間線量率が測定されれば、現地対策本部を通じ、速やかに福島県知事及び関係市町村長に連絡。

- (2) 現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、除染が容易でない年間20 mSv を超える地点を「特定避難勧奨地点」として住居単位で特定。現地対策本部長が、当該市町村に、文書で通知。
- (3) 市町村は、「特定避難勧奨地点」に該当する住居に対して、例えば、モニタリングの結果、放射線の影響、活用できる支援措置、説明会の日程等についての説明資料を添付して、個別に通知。市町村は、避難した世帯に被災証明を発行。
特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促していただけるよう、自治体と相談していく。
- (4) モニタリングを定期的を実施し、その結果に基づき、現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、解除は柔軟に行うこととする。
- (注) 今回は、例えば、対象地点に、50世帯あり、このうち20世帯が生活形態や家族形態を考え、避難を希望するという事態に対応。残る30世帯は、避難を求められるものではない。

計画的避難区域と特定避難勧奨地点について



| | 計画的避難区域 | 特定避難勧奨地点 |
|---------|---|---|
| 対象となる区域 | 事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域全体に広がりをもって存在 | 事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域の一部に存在(除染が容易でない住居の単位で存在) |
| 安全性の観点 | 生活全般を通じて20mSvを超える懸念がある | 線量の高い地点を離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて20mSvを超える懸念は少ない |
| 政府の対応 | 計画的な避難(政府として一律に避難を求める) | 注意喚起、情報提供、避難の支援等(政府として一律に避難を求めるものではない) |